

18. 食品衛生

近年、生活水準の向上に加え生活様式も多様化しており、健康への関心の高まりを背景に、安全はもとより快適な生活環境について、時代に即応した積極的な展開が求められている。特に、食品の多様化、製造、加工技術の高度化、流通の広域化・複雑化、輸入食品の増加が進む中で、食の安全・安心、食品等の監視指導体制の整備および強化、試験検査の推進、さらに食品関係営業者自主的衛生管理体制の強化推進に努めている。

(1) 許可を要する食品関係営業施設数（旧食品衛生法に基づく許可を要する施設）

		営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数
			継続	新規	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	563	-	-	76
	仕出し屋・弁当屋	94	-	-	16
	旅館・ホテル等	21	-	-	1
	その他の	568	-	-	74
	小計	1,246	-	-	167
菓子（パンを含む）製造業		290	-	-	42
乳処理業		8	-	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-
乳製品製造業		11	-	-	2
集乳業		-	-	-	-
魚介類販売業		139	-	-	-
魚介類せり売り営業		-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業		1	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業		9	-	-	-
かん詰又はびん詰食品製造		1	-	-	-
喫茶店営業		162	-	-	6
あん類製造業		1	-	-	-
アイスクリーム類製造業		30	-	-	4
食肉処理業		5	-	-	-
食肉販売業		196	-	-	7
食肉製品製造業		7	-	-	1
乳酸菌飲料製造業		1	-	-	-
食用油脂製造業		2	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-
みそ製造業		17	-	-	4
醤油製造業		5	-	-	4
ソース類製造業		18	-	-	3
酒類製造業		9	-	-	2
豆腐製造業		5	-	-	-
納豆製造業		2	-	-	-
めん類製造業		7	-	-	2
そうざい製造業		96	-	-	16
添加物製造業		7	-	-	2
食品の放射線照射業		-	-	-	-
清涼飲料水製造業		12	-	-	1
氷雪製造業		-	-	-	-
合計		2,287	0	0	263

(改正食品衛生法に基づく許可を要する施設)

	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数
		継続	新規	
飲食店営業	1,004	-	311	1
調理の機能を有する自動販売機	23	-	7	-
食肉販売業	69	-	13	-
魚介類販売業	54	-	7	-
魚介類競り売り業	1	-	-	-
集乳業	-	-	-	-
乳処理業	3	-	-	-
特別牛乳搾乳処理業	-	-	-	-
食肉処理業	10	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-
菓子製造業	213	-	74	4
アイスクリーム類製造業	3	-	1	-
乳製品製造業	5	-	2	-
清涼飲料水製造業	9	-	3	-
食肉製品製造業	3	-	1	-
水産製品製造業	8	-	2	-
氷雪製造業	-	-	-	-
液卵製造業	1	-	-	-
食用油脂製造業	2	-	1	-
みそ又はしょうゆ製造業	30	-	12	-
酒類製造業	10	-	3	-
豆腐製造業	4	-	-	-
納豆製造業	1	-	-	-
麺類製造業	8	-	2	-
そうざい製造業	132	-	43	-
複合型そうざい製造業	1	-	-	-
冷凍食品類製造業	4	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	1	-	-	-
漬物製造業	16	-	5	-
密封包装食品製造業	23	-	5	-
食品の小分け業	2	-	1	-
添加物製造業	4	-	3	-
合 計	1,644	0	496	5

(2) 許可を要する食品関係営業施設監視件数等（旧食品衛生法に基づく許可を有する施設）

業 種		処分件数						告発件数		監視指導件数
		営業許可 取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	-	-	-	-	-	-	-	-	140
	仕出し屋・弁当屋	-	-	1	-	-	-	-	-	27
	旅館・ホテル等	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	106
	小計	-	-	1	-	-	-	-	-	281
菓子（パンを含む）製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	77
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	1
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	1
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		-	-	-	-	-	-	-	-	35
魚介類せり売り営業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰又はびん詰食品製造		-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶店営業		-	-	-	-	-	-	-	-	2
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	6
食肉処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業		-	-	-	-	-	1	-	-	41
食肉製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	1
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	7
醬油製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	4
ソース類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	4
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	2
豆腐製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	2
そうざい製造業		-	-	1	-	-	-	-	-	29
添加物製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	2	-	-	1	-	-	494

(改正食品衛生法に基づく許可を有する施設)

業 種	処分件数						告発件数		監視指導件数
	営業許可 取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	-	-	1	-	-	-	-	-	254
調理の機能を有する自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食肉販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	24
魚介類販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	21
魚介類競り売り業	-	-	-	-	-	-	-	-	2
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	4
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	63
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	3
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	4
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
麺類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	52
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	6
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	11
食品の小分け業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計	-	-	1	-	-	-	-	-	453

(3) 改正食品衛生法に基づく施設

	営業施設数	営業施設数
旧許可業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	18
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	26
	乳類販売業	396
	氷雪販売業	
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	88
販売業	弁当販売業	9
	野菜果物販売業	33
	米穀類販売業	23
	通信販売・訪問販売による販売業	4
	コンビニエンスストア	45
	百貨店、総合スーパー	48
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機）（自動洗浄・屋内設置）を除く	76
	その他の食料・飲料販売業	130
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）	1
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）	13
	農産保存食料品製造・加工業	30
	調味料製造・加工業	9
	糖類製造・加工業	9
	精穀・製粉業	-
	製茶業	7
	海藻製造・加工業	-
	卵選別包装業	4
	その他の食品製造・加工業	39
上記以外	行商	12
	集団給食施設	54
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具は、容器包装の製造・加工に限る）	30
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないものの	1
	その他	7
	計	1,114

(4) 改正食品衛生法に基づく施設

		処 分 件 数				告 発 件 数	監 視 指 導 件 数
		営 業 禁 止 令	営 業 停 止 令	物 品 廃 棄 令	そ の 他		
旧 許 可 業 種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	-	-	-	-	-	-
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	-	-	-	-	-	2
	乳類販売業	-	-	-	-	-	1
	氷雪販売業	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	-	-	-	-	-	-
販 売 業	弁当販売業	-	-	-	-	-	6
	野菜果物販売業	-	-	-	-	-	10
	米穀類販売業	-	-	-	-	-	3
	通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	-	-	-	-	-	9
	百貨店、総合スーパー	-	-	-	-	-	43
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機）（自動洗浄・屋内設置）を除く	-	-	-	-	-	1
	その他の食料・飲料販売業	-	-	-	-	-	59
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）	-	-	-	-	-	1
	農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	-	5
	調味料製造・加工業	-	-	-	-	-	-
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉業	-	-	-	-	-	-
	製茶業	-	-	-	-	-	-
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	-	-
	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-
	その他の食品製造・加工業	-	-	-	-	-	2
上 記 以 外	行商	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設	-	-	-	-	-	6
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る）	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	149

(5) 食品衛生一斉監視結果

事業名	許可施設			届出施設		食品、添加物の検査 および収去検査結果		輸入食品等の検査 および収去検査結果	
	立入検査	違反発見	違反	立入検査	違反発見				
	延施設数	延施設数	延件数	延施設数	延施設数	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数
夏期食品一斉取締り	156	20	24	8	-	13	-	-	-
年末食品一斉取締り	111	21	25	80	-	6	-	-	-

事業名	立入検査 延施設数	指 導 施設数
カンピロバクター等食中毒予防重点監視	9	6
ふぐ処理施設重点監視	5	2

(6) 食品の収去検査結果

項 目		収去 検体数 (実数)	検査検体数									違 反 検 体 数
			計	理化学							細 菌	
				残 留 農 薬	食 品 添 加 物	残 留 動 物 用 医 薬 品	ア レ ル ギ ー 物 質	遺 伝 子 組 替 え 食 品	放 射 性 物 質	そ の 他		
鮮 魚 介 類		6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-
生 食 用 か き				-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品			-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類			-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 肉 ね り 製 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゆ で が に ・ た こ				-	-	-	-	-	-	-	-	-
い く ら ・ た ら こ				-	-	-	-	-	-	-	-	-
つ く だ 煮		10	20	-	10	-	-	-	-	-	10	-
そ の 他 の 魚 介 類 加 工 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉				-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-
卵 、 液 卵				-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 乳				-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛 乳				-	-	-	-	-	-	-	-	-
低 脂 肪 牛 乳				-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工乳	乳 脂 肪 分 3 % 以 上			-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳 脂 肪 分 3 % 未 満			-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 乳				-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 類 加 工 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓				-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀 類 (豆 類 除 く)				-	-	-	-	-	-	-	-	-
即 席 め ん				-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 め ん 類				-	-	-	-	-	-	-	-	-
乾 め ん				-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 穀 類 加 工 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 鮮 野 菜 及 び 果 物		24	44	20	4	-	-	-	20	-	-	-
野 菜 果 物 乾 燥 品		1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
豆 腐 及 び そ の 加 工 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物		12	36	-	12	-	-	-	-	12	12	-
み そ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 あ ん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 菓 子 類 (洋)		6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-
生 菓 子 類 (和)		10	16	-	6	-	4	-	-	-	6	-
粉 末 清 涼 飲 料 水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
油 菓 子 ・ そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 精 飲 料		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
か ん 詰 ・ び ん 詰 め 食 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い		16	16	-	-	-	-	-	-	-	16	-
弁 当 ・ 調 理 パ ン		9	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-
給 食		6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-
し ょ う ゆ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レ ト ル ト 食 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 健 機 能 食 品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 及 び そ の 製 剤		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お も ち や		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		100	160	20	32	-	4	1	20	12	71	-

(7) 食品衛生に関する苦情・相談件数

	異物混入	カビの発生	腐敗・変敗	異味・異臭	健康異常訴え	表示	食品の取扱い	施設・設備	食品の保存	添加物関係	器具容器包装	その他		合計
												許可	その他	
消費者から持ち込まれた相談・苦情等	2	1	1	－	1	－	4	－	1	－	－	1	5	16
業者からの相談等	1	－	－	2	1	35	69	98	8	－	3	628	125	970
合 計	3	1	1	2	2	35	73	98	9	－	3	629	130	986

(8) 食中毒発生状況（県内・管内別）

令和5年度は、滋賀県で7件発生しました。

その病因物質は、ノロウイルス4件、ヒスタミン1件、カンピロバクター1件、植物性自然毒1件でした。

うち、3件は管内で発生しました。

年 度	滋賀県			管内		
	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数
平成26年度	15	247	－	3	32	－
平成27年度	14	323	－	3	34	－
平成28年度	11	492	－	2	25	－
平成29年度	14	179	－	3	41	－
平成30年度	6	194	－	2	38	－
令和元年度	9	82	－	3	9	－
令和2年度	10	60	－	3	17	－
令和3年度	6	30	－	－	－	－
令和4年度	5	76	－	1	1	－
令和5年度	7	92	－	3	34	－

（平成21年4月から県計に大津市保健所分を含まない）

(9) 不良食品照会一覧（管内・管外別）

原因施設	製造者・販売者等	分類	発見場所	不良内容	処分等
管内施設	東近江市	食肉	管内	異物混入	始末書徴収
管内施設	東近江市	食肉	管内	カビの発生	－
管内施設	東近江市	そうざい	管内	異物混入	－
管内施設	東近江市	そうざい	管内	異物混入	－
管内施設	近江八幡市	乳	管内	異味異臭	－
管内施設	近江八幡市	弁当	管内	異物混入	－
管内施設	近江八幡市	弁当	管内	異物混入	－

(10) 食品衛生講習会実施状況

実施回数	延 人 員
25	581

(11) 食鳥処理実施状況

食鳥処理施設数

区 分	認定小規模処理施設数	大規模食鳥処理施設
県 計	34	－
管 内 計	7	－
近江八幡市	3	－
東 近 江 市	2	－
日 野 町	1	－
竜 王 町	1	－

認定小規模処理施設とは年間処理羽数30万羽以下の施設をいう。

食鳥処理羽数

区 分	認定小規模処理羽数	大規模食鳥処理施設
県 計	437,578	－
管 内 計	1,473	－
近江八幡市	－	－
東 近 江 市	1,473	－
日 野 町	－	－
竜 王 町	－	－

(12) ふぐ処理施設

ふぐ処理施設数

飲 食 店 営 業	56
魚 介 類 販 売 業	13
魚 介 類 せ り 売 り 業	1
水 産 製 品 製 造 業 者	0
複合型そうざい製造業者	0
複合型冷凍食品製造業者	0
計	70

(13) 生食用食肉取扱施設

生食用食肉取扱施設

区 分	飲食店営業	食肉販売業	計
加 工	－	2	2
調 理	18	－	18